

令和 6 年 8 月 27 日

お知らせ

課税事業者届出書の廃止について

杉戸町では、契約に係る提出書類の簡素化を目的として、課税事業者届出書を廃止し建設業の健全な発達や工事の品質の確保を図ることを目的とし、免税事業者の場合のみ届出書をご提出いただく取扱いに変更します。

つきましては、下記のとおりご留意いただきますようお願いいたします。

記

1、改定内容

杉戸町建設工事等指名競争入札要綱様式第21号(課税業者届出書)は廃止し、契約の相手方が免税事業者である場合のみ、同要綱様式第22号(免税事業者届出書)をご提出いただきます。

※ 契約前までに契約の相手方から届出書の提出がなかった場合は、課税事業者としてお取り扱いさせていただきます。

※ 入札のみならず、随意契約においても同様の取扱いといたします。

2、課税・免税事業者の取扱い上の相違点

課税事業者は、契約書内「契約金額」欄の下記文言を明記し、免税事業者は明記しません。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇円)

※ 課税・非課税事業者の区分に関わらず、町側は、落札金額に10%分を乗じた金額をお支払いします。

3、適用日

本通知日以降から適用します。

※ 本通知及び改定後の要綱については、町ホームページ「入札・契約・登録」に情報を掲載しています。

管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線273)